参考資料3

PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)に掲げる 具体的取組の進捗状況 (令和5年1月末時点)





PPP/PFI推進アクションプラン(令和4年改定版)に掲げる具体的取組の進捗状況

アクションプランの記載内容(2. PPP/PFIの推進施策) 担当府・		回答 。 省庁	令和5年1月末までの取組
(1)多様なPPP/PFIの展開 2 i)新たなPPP/PFI活用モデルの形成			
① 地域交流の場である公園、公民館等の身近な施設でのPPP/PFI活用、デジタル技術の社会実装やカーボンニュートラルに向けたPPP/PFI活用、持続可能な地域社会の実現に寄与する付帯収益事業を伴うPPP/PFI活用に向けた先導的事例を機構と連携しつつ形成し、新たなPPP/PFI活用モデルとして横展開を図る。上 1 記の先導的モデル事業形成に当たっては、機構も参加しての幅広い情報収集を行い案件発掘に努めるとともに、モデル形成支援や各省が有する支援策(交付金、補助金等)を活用するなど、省庁間で連携して取り組む。(令和4年度開始)	関係 内閣府	;	身近な施設におけるPPP/PFIの活用に関する調査事業費を令和5年度予算案に盛り込んだ。 デジタル技術・カーボンニュートラルを活用した持続可能な社会に関する検討については、スタートアップ企業等の 参画促進やLABV/シュタットベルケ等の計画段階から企業等が参画するPPPの促進を図る。
② 引き続き、都市公園法に基づく公募設置管理制度(Park - PFI)の着実な導入促進を図る。(平成29年度開始) <国土交通省>また、地域のにぎわい創出を図りつつ、民間資金を活用したインフラの維持・更新を効率的 国土交通省という。 Park - PFIと同様の枠組みについて河川、港湾等、他のインフラ分野においても導入するた 環境省、めの具体的な準備を行う。 さらに、国立公園においても、自然公園法の公園事業制度の活用や直轄施設の民間 府、関係財防等の官民連携の取組を拡充強化する。(令和4年度開始) < 国土交通省、環境省、内閣府、関係省庁>	内閣 国土交	交通省	【公園】昨年度末時点のPark-PFIの活用状況について調査を実施。
5	国土交	交通省	【河川】 新たな制度導入に向け、民間事業者が設置する収益施設から得られる収益の一部を占用区域外の清掃・除草等や 河川管理施設整備に充当する場合、占用期間の延長や包括占用によるエリアマネジメントを認める仕組みを検討し ている。
6	国土交	交通省	【港湾】 「港湾法の一部を改正する法律」(令和4年法律第87号)が令和4年12月に施行し、「港湾環境整備計画制度」が創 設。これにより港湾緑地等においてParkーPFIと同様の枠組みを措置。
7	環境省		公園事業の活用状況について引き続き把握を行い、支笏洞爺国立公園の個別事業において令和5年度に整備事業を実施する計画とした。
③ カーボンニュートラルの実現に貢献するため、「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォー ス」における取組と連携し、PPA方式の推進やPPP/PFIの導入時の再エネ設備活用を含めた、国・地方公共 内閣府、団体の所有施設の脱炭素化などの新たなPPP/PFI活用モデルの形成に取り組む。(令和4年度開始)<内閣 省庁 所、関係省庁>	関係 内閣府	∱	「公募設置管理制度」(以下、Park-PFI)を活用した都市公園への駐車場屋根置き太陽光発電設備等の導入は、災害時の電源確保及び収益の一部還元による公園整備という観点からも有効。 事業者からの規制改革要望も踏まえ、駐車場屋根置き太陽光発電設備が、Park-PFIの公募対象公園施設に含まれることを、国土交通省から地方公共団体や事業者に周知した。
④ 地域脱炭素の実現に向け、地方環境事務所等国の地方支分部局とPPP/PFI地域プラットフォームの連携 9 により、PPA方式やESCO事業の導入等を含めた、民間企業の創意工夫を活かした地域主導の取組を促進す る。(令和4年度開始)<環境省、内閣府>	内閣環境省		PPP/PFI地域プラットフォーム関係者に対するPPP/PFIの優良事例となり得る地域脱炭素の取組の共有を実施。

	アクションプランの記載内容(2. PPP/PFIの推進施策)	担当府省庁	回答 府省庁	令和5年1月末までの取組
10			内閣府	全32協定プラットフォームに対して、ヒアリングを実施し、地域脱炭素に係る取組に対するニーズ等を調査。現在ヒアリング実施中(8月上旬完了予定)。必要に応じ環境省と随時調整。
11	⑤ インフラの老朽化に加え、地方公共団体職員の不足に対応しつつ、効率的かつ良好な公共サービスの提供を実現するため、キャッシュフローを生み出しにくいインフラ(道路や学校等の公共建築物等)についても積極的にPPP/PFIを導入していく必要がある。このため、こうした分野においても、公共サービスの質の維持等に十分な配慮を行いつつ、維持管理の包括的民間委託や令和3年度に「基本的考え方」を整理した指標連動方式を含むPPP/PFIの導入を推進する。このため、海外事例等も参考にしつつ、モデル事業の実施などの財政的支援及びガイドラインや事例集等の策定などの導入支援を行い、具体的な案件形成を進める。(令和2年度開始、令和4年度強化)(<内閣府、国土交通省、関係省庁>	交通省、関係	内閣府	昨年5月に策定した「指標連動方式に関する基本的考え方」の活用・周知のため、国及び地方自治体向けに指標連動に係る説明会を開催した。また、内閣府支援事業及び調査費補助事業に採択された自治体に対する財政的支援を実施している。
12			国土交通省	インフラの維持管理分野における官民連携事業について、導入検討調査に係る支援を実施中。 (R4年度における支援対象:インフラの維持管理・修繕等に係る官民連携事業の導入検討支援) ・市原市(千葉県) ・府中市(東京都) ・真鶴町(神奈川県) ・静岡県・下田市(静岡県) ・周南市(山口県) ・長崎県 民間からの先導的な提案に基づくより高度なインフラメンテナンスに係る案件形成を図るため、「官民連携モデリン
				グ」の募集を1月末より開始。
13			文部科学省	・スポーツ施設、文化・社会教育施設における公共施設等運営事業を含めたPPP/PFIの導入について、トップセールス等を通じて、50件程度、案件候補の掘り起こしを推進。 ・公共施設等運営事業等の案件形成を進めるため、スポーツ施設、文化・社会教育施設の支援策について、令和5年度政府予算案にて新規要求、拡充を図るとともに、3月末までに、事業者選定の手続きを実施予定。 ・公共施設等運営事業等の導入支援のため、各省の支援策や取組事例について紹介した施策集を作成するとともに、説明会等を通じて周知。
14	⑥ 地域の建設業者や地方公共団体職員の減少に対応しつつ、効率的かつ良好な公共サービスの提供を実現するため、道路や下水道、河川、公園等のインフラの維持、修繕等の管理を対象に、分野横断も含めた包括的民間委託や複数の地方公共団体が共同して発注するなど地域の実情に応じた調達を促進する。(令和4年度開始)〈国土交通省〉	国土交通省	国土交通省	社会資本整備審議会・交通政策審議会技術部会社会資本メンテナンス戦略小委員会民間活力活用促進WGにおける議論を踏まえ包括的民間委託導入の手引きを年度内に公表予定。
15	⑦ 農業水利施設の管理について、民間の創意工夫を活用して老朽化等の課題に効率的・効果的に対応する観点からPPP/PFIの活用可能性を検討する。(令和4年度開始)<農林水産省>	農林水産省	農林水産省	直轄管理地区において包括的民間委託の試行に必要な経費について、令和5年度予算を措置している。 4月契約に向け、契約手続き中。
16	⑧ 持続可能な地域交通の実現に向け、「アフターコロナに向けた地域交通の「リ・デザイン」有識者検討会」における議論を踏まえ、官民などの連携による共創を推進し、地域交通分野におけるPPP/PFIの活用可能性を検討する。(令和4年度開始) <国土交通省>	国土交通省	国土交通省	「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」提言(R4.7)及び「アフターコロナに向けた地域交通の「リ・デザイン」有識者検討会」提言(R4.8)を踏まえ、令和4年10月から交通政策審議会において議論を実施し、令和5年2月に中間とりまとめ。これらを踏まえ、令和4年度補正予算及び令和5年当初予算案において予算面での支援を強化するほか、地域公共交通活性化再生法等の改正法案を令和5年度通常国会に提出するなど、制度面・予算面等において、地域の多様な関係者の「共創」(連携・協働)による利便性・持続可能性・生産性の高い地域公共交通ネットワークへの「リ・デザイン」(再構築)を進めるために必要な取組を実施。

アクションプランの記載内容(2. PPP/PFIの推進施策)	担当府省庁	回答 府省庁	令和5年1月末までの取組
⑨ 人工衛星の管理・運用におけるPPP/PFIの導入を促進する。導入に際しては、事業者による収益事業の 3 案を認める等により民間のビジネス機会が創出できるよう検討を進める。(令和4年度開始)<内閣府、関係省庁>	是 内閣府、関係 省庁	内閣府(宇宙 開発戦略推 進事務局)	現行衛星の運用事業を踏まえ、次期衛星の運用がより効率的・安定的なものとなるよう事業内容の検討を行う。

7	アクションプランの記載内容(2. PPP/PFIの推進施策)	担当府省庁	回答 府省庁	令和5年1月末までの取組
18 #	⑩機構は、案件発掘段階から事業契約等の締結による事業実施段階までの様々な局面において、地方公共団本や民間事業者等に対する各種サポートを行うなど、コンサルティング機能を積極的に実施するため、更なる体制の充実を図る。また、民間事業者と地方公共団体や関係省庁との仲介機能を担うことで、実務上の個別課題の解決に向けた調整を引き続き実施する。(平成28年度開始、令和4年度強化)<内閣府>		内閣府	従来から、株主である地銀等からの情報や個別の依頼に応じて、案件検討段階の地方公共団体等に対する助言等を実施しているが、令和4年夏以降は、国によるトップセールス等に付随して訪問・助言等を行うなど、必要なところに重点的にサポートを実施している。
19 i	ii)公的不動産等における官民連携の推進		II	
20 書	① PPP/PFI地域プラットフォームや民間事業者等と連携し、行政財産の目的外使用許可や、未利用国有地の 暫定活用についての情報発信を強化し、更なる有効活用に取り組む。(令和4年度開始)<財務省、内閣府、関 系省庁>	財務省、内閣府、関係省庁	財務省	行政財産の目的外使用許可や未利用国有地の活用に係る情報発信を行っている。
21			内閣府	公有資産活用推進に係る地域プラットフォームでの取組事例のとりまとめ準備中。
22 3	② 国有財産の有効活用に際し制度面、運用面での改善要望について、民間事業者等から積極的に受け付け、 收善策を検討し、必要に応じ規制緩和等の措置を行う。(令和4年度開始)<内閣府、財務省、関係省庁>	内閣府、財務省、関係省庁	内閣府	財務省に対し、関心のある事業者団体を紹介し、情報交換等実施を支援。
23			財務省	国有財産の有効活用を図るとともに、民間資金を活用したインフラの維持・更新を効率的に進める観点から、民間事業者への貸付けを認める規制緩和の措置を講じた。
24 E	③ ゆとりとにぎわいのある「居心地が良く歩きたくなる」まちなかの空間形成に向け、官民が連携して行う既存スックの一体的・効果的活用(公共空間の利活用、私的空間の公共的利用)を推進するとともに、その前提となる ジジョン策定や維持管理等のルールづくりについて支援を推進し、地方公共団体の取組を後押しする。(令和4 手度開始)<国土交通省>	国土交通省	国土交通省	「居心地が良く歩きたくなる」空間づくりを促進し、魅力的なまちづくりを推進するため、「まちなかウォーカブル推進ログラム」を策定、法律・予算・税制のパッケージによる支援を行っている。(R4.6時点更新版を公表)
25 ±	登若年人口の減少に伴い、学校の統廃合が進むなど、今後小中学校施設等の遊休化が急速に拡大する中で、 地域包括ケア拠点としての利活用等、文教施設等の集約・複合化等に向け、官民合同検討会、地域企業参画ストームの優良事例の横展開等を行う。(平成29年度開始)<文部科学省、厚生労働省、内閣府>		文部科学省	・文教施設における集約・複合化に関するPPP/PFI事業の案件形成を進めるための支援策について、令和5年政府予算案に盛り込んだ。 ・説明会等を通じて、廃校活用事例集や、文教施設分野における複合化を含めた多様なPFI等を活用した事例集周知。
26 🖠	⑤ 学校施設の地域の中核拠点化に向けて、複合施設化や未利用時間の利活用等、学校施設における官民連 携の活用について、課題や可能性を検証するなど、取組を推進する。(令和4年度開始)<文部科学省、経済産 業省>	文部科学省、経済産業省	文部科学省、 経済産業省	(学校施設の複合化) ・文教施設における集約・複合化に関するPPP/PFI事業の案件形成を進めるための支援策について、令和5年政府予算案に盛り込んだ。 ・説明会等を通じて、文教施設分野における複合化を含めた多様なPFI等を活用した事例集を周知。 (学校施設の未利用時間の活用) ・学校施設における官民連携の活用について、経済産業省が実施する実証事業を通じて、制度上の課題を検証し取組を推進。

	アクションプランの記載内容(2. PPP/PFIの推進施策)	担当府省庁	回答 府省庁	令和5年1月末までの取組
27	⑥ 国・地方公共団体等が公共サービスの提供に当たって自ら資産を保有するという従来の手法以外の柔軟な手法(公共施設の非保有手法)について、活用が有効と思われる条件や活用する際の留意事項等及び参考となる事例を取りまとめた基本的考え方を周知し、公共施設の非保有手法の活用促進を図る。(令和3年度開始) < 内閣府>	内閣府	内閣府	内閣府ホームページ等通じ、「公共施設の非保有手法の基本的考え方」等の周知を実施中。
28	⑦ 地方公共団体における公共施設等総合管理計画等の策定・改訂や固定資産台帳等の更新・公表を引き続き進めることにより、公的不動産の活用への民間事業者の参画を促す環境の整備を進める。<総務省>また、総合管理計画の策定・改訂に当たってPPP/PFIの積極的な活用を検討するよう、地方公共団体に対し要請していることを踏まえ、PPP/PFIに関する記載状況を把握の上、公表を行う。(令和4年度強化)<総務省、内閣府>	総務省、内閣府	総務省	公共施設等総合管理計画の策定・見直しに関する支援措置として、市町村における総合管理計画の見直しに要する経費に対する特別交付税措置や公共施設マネジメントに知見やノウハウを有する者のアドバイザーとしての派遣といった取組を実施した。 固定資産台帳等の更新・公表に関する支援措置としては、都道府県及び市町村における財務書類等の作成及び活用のために必要な専門家の招へい・職員研修に関する経費に対する特別交付税措置や地方公会計の整備に知見やノウハウを有する者のアドバイザーとしての派遣といった取組を実施した。また、各地方公共団体の公共施設等総合管理計画及び固定資産台帳のリンク集、公共施設等総合管理計画に関する調査結果(PPP/PFIに関する記載状況を含む)、固定資産台帳を活用した未利用財産の民間への売却事例を総務省ホームページに公表した。
29			内閣府	現在、各地方公共団体の規程策定状況、民間提案に係る一元化窓口連絡先、公共施設総合管理計画におけるPP P/PFIの記載について内閣府のホームページでの公表を検討中。
30	⑧ 低未利用公的不動産の有効活用が図られるよう、経験の少ない地方公共団体に対しても分かりやすいように配慮した情報の横展開を図る。例えば、市場性の低い地域であっても有効活用が図られている優良事例を収集し、共通する成功要素や他地域でも活用できる知見等を抽出することや、平成30年3月に改訂した「公的不動産(PRE)の民間活用の手引き」の周知、公的不動産を活用したいと考えている民間事業者と地方公共団体とのマッチング等を通じ、地方公共団体が積極的に公的不動産の有効活用を図るために必要な環境の整備を進める。(平成30年度開始) <内閣府、国土交通省、関係省庁>	内閣府、国土 交通省、関係 省庁	国土交通省	地方公共団体や民間事業者等を対象として、不動産証券化手法を用いたPRE等遊休不動産の活用事例等を紹介するセミナーを開催(令和4年度中14件実施予定。うち、11件実施済)するなど、公的不動産の有効活用に向けた取組を実施した。
31	③ 道路上部空間の利用等により、都市再生と一体的な高速道路の大規模改修を推進するため、首都高速道路 築地川区間をモデルケースとし、PPPの活用について検討を引き続き推進する。(平成28年度開始)<国土交通省>	国土交通省	国土交通省	地元のまちづくりの動向も踏まえつつ、関係機関と連携し、首都高速道路の大規模更新事業と都市再生との連携の 具体化に向けた検討を実施。
32	iii)広域化・集約化等に向けた支援策		I	
33	① 民間の経営手法や創意工夫を活かすことができる事業規模を確保するべく、事業の広域化、バンドリング、 集約化・多機能化等を促進するため、先進的な事例を収集する。この際、地域経済の活性化のほか、地方公共 団体間や庁内での意思決定段階、プロジェクト推進段階、あるいは地元関係者との合意形成の段階等に踏み込 んでの成功要因の分析を行い、ポイントを整理したモデルケースを形成し、横展開を図る。(令和4年度開始) < 内閣府、関係省庁>	内閣府、関係省庁	内閣府	千葉県君津地域4市をモデルケースとして取り上げ、水道、廃棄物処理、火葬場の各事業について広域連携事業の実情等をヒアリングし、説明資料への取りまとめ作業を進めている。
34	② 市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等(広域化)の推進のため、総務省と厚生労働省が連携し、各都道府県における令和4年度までの「水道広域化推進プラン」の策定を推進するとともに、先進事例の紹介等を通じ、地方公共団体の取組の支援を行う。(令和元年度開始) < 厚生労働省・総務省>下水道事業については、広域化・共同化の先進的な事例を横展開することにより、「広域化・共同化計画」を策定し、計画内容の実施を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。(平成30年度開始、令和4年度強化) < 国土交通省>	厚生労働省、 総務省、国土 交通省	厚生労働省	各種会議等において、同プランの策定状況や多様な広域化に向けた留意事項等を周知するとともに、先進事例の紹介等を通じ、地方公共団体の取組の支援を行っている。

	アクションプランの記載内容(2. PPP/PFIの推進施策)	担当府省庁	回答 府省庁	令和5年1月末までの取組
35			総務省	各種会議等において、同プランの策定状況や多様な広域化に向けた留意事項等を周知するとともに、先進事例の紹介等を通じ、地方公共団体の取組への支援を行っている。
36			国土交通省	平成30年度予算から、社会資本整備総合交付金等において、令和4年度末までの「広域化・共同化計画」策定の要件化を着実に運用している。
37	③ 下水道事業について、公営企業会計の適用を要件化しており、この取組を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。(平成30年度開始)<国土交通省>	国土交通省	国土交通省	社会資本整備総合交付金等の交付に関し、公営企業会計の適用に関する要件を着実に運用している。
38	③ 公営企業会計の適用については、人口3万人未満の地方公共団体も含め一層の適用を促すため、令和5年 度までを取組期間として策定した新たなロードマップに基づき、各団体における取組を促進する。(令和元年度開 始)<総務省>		総務省	取組期間を令和5年度までとしていることを踏まえ、地方公共団体の要請に応じて継続的にアドバイザーを派遣する 「経営・財務マネジメント強化事業」などの支援を実施している。
39	④ 一般廃棄物処理施設整備事業について、一般廃棄物会計基準を導入し、基準に則して作成した原価計算書等を交付申請書とともに提出することを要件化するとともに、施設の広域化・集約化、廃棄物処理の有料化及びPFI等の民間活用について検討することを要件化している。また、公共浄化槽等整備推進事業について、①PFI等の民間活用、②大型浄化槽による共同化、③公営企業会計の適用について検討することを要件化している。これらの取組を着実に進め、PPP/PFI活用の促進につなげる。(令和元年度開始)<環境省>	環境省	環境省	一般廃棄物処理施設整備事業について、一般廃棄物会計基準を導入し、基準に則して作成した原価計算書等を交付申請書とともに提出することを要件化するとともに、施設の広域化・集約化、廃棄物処理の有料化及びPFI等の民間活用について検討することを要件化している。公共浄化槽等整備推進事業について、PFI等の民間活用を促進するため、交付対象となるPFI事業方式の見直し(従来のBTO方式に加えてBOT方式等の追加)を含むマニュアル改訂の作業を実施中。
40	⑤ 水道・下水道事業の広域化等及び更なる民間活用の促進のため、「平成31年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について」等で示している留意点等について、地方公共団体への周知を図る。(平成29年度開始) <総務省>	総務省	総務省	「全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議」をはじめ、地方公共団体を対象とした各種会議等において周知している。
	(2)地方公共団体等の機運醸成、ノウハウの蓄積、案件形成に向けた積極的な支援 i)PPP/PFI手法の優先的検討等の推進	II.	II .	
43	① 優先的検討規程について、人口20万人以上の地方公共団体については速やかな策定を促すとともに、人口10万人以上20万人未満の地方公共団体については、令和5年度までの策定を促す。これに伴い、優先的検討規程に基づくPPP/PFI事業の検討を実施した団体数について、令和6年度までに334団体とすることを目標とする。また、人口20万人未満の地方公共団体へのPPP/PFI事業の導入が図られるよう、優先的検討規程の運用を支援する事業等を実施するとともに、特に人口10万人未満の地方公共団体については、先進的な取組を行う同規模の地方公共団体の事例の紹介を行う。(平成27年度開始)(<内閣府>	内閣府	内閣府	今後の対応検討のため、人口20万人以上の未策定団体とのヒアリングを実施。
44	②「PPP/PFI手法導入優先的検討規程 策定・運用の手引き」について、運用に関する負担を軽減する観点から改定を行い、普及促進を図る。(令和4年度開始)<内閣府>	内閣府	内閣府	令和4年9月に策定の手引を改定し、地方公共団体に通知した他、優先的検討規程の実効性向上に向けて各地方公共団体へのアンケートやヒアリングを実施中。事業推進部会において課題を抽出の上、方向性の検討を行う。(今年度末にとりまとめ予定)

	アクションプランの記載内容(2. PPP/PFIの推進施策)	担当府省庁	回答 府省庁	令和5年1月末までの取組
45	③ 優先的検討規程の策定・運用状況については、毎年度調査を行い結果を公表するとともに、適切な記載や的確な運用が行われているか等について総点検し、優先的検討規程の実効性の向上に向けた見直しを促進する。(平成30年度開始、令和4年度強化) < 内閣府>	内閣府	内閣府	規程の策定・運用状況を各地方公共団体への調査を実施し把握した他、策定済みの規程について第9回事業推進部会での報告を実施。現在、各地方公共団体の規程策定状況、民間提案に係る一元化窓口連絡先、公共施設総合管理計画におけるPPP/PFIの記載について内閣府のホームページでの公表を検討中。
46	④ 国、地方公共団体及び公共法人における優先的検討の対象事業や検討の状況について、民間事業者による提案・参画促進の観点から積極的な公表を促す。(令和4年度開始)<内閣府>	内閣府	内閣府	検討規程の実効性向上に向けて各地方公共団体へのアンケートやヒアリングを実施中であり、事業推進部会において課題を抽出の上、方向性の検討を行う。
47	⑤ PPP/PFIの導入検討を各分野の交付金等において一部要件化した事業分野(公営住宅、下水道、都市公園、一般廃棄物処理施設、浄化槽、農業集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設)について、着実に運用を実施する。(平成29年度開始)く国土交通省〉(令和元年度開始)〈農林水産、厚生労働省〉(令和3年度開始)〈農林水産、厚生労働省〉(令和3年度開始)〈文部科学省〉また、現在検討中の事業分野については、令和8年度までに結論を得るとともに、一部要件化する事業分野の更なる拡大に向けて検討を行う。(令和2年度開始、令和4年度強化)〈関係省庁〉	関係省庁	国土交通省	【公営住宅】 地域居住機能再生推進事業の新規採択事業において、 ・平成28年度より、「PPP/PFI手法の導入検討の要件化」とともに、「その検討費用」について補助対象化 ・平成29年度より、三大都市圏で実施する場合はPPP/PFI手法の導入の要件化 ・平成31年度より、政令指定都市で実施する場合はPPP/PFI手法の導入の要件化を行い、事業を実施。 公営住宅等整備事業の新規採択事業において、 ・令和4年度より、1,000戸以上の公営住宅を新規に整備する場合は、原則として、PPP/PFI手法の導入検討の要件化を行い、事業を実施。 (ただし、令和3年度末までに調査設計に着手する場合は除く)。 【市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等】都市再生区画整理事業、市街地再開発事業等、都市再生総合整備事業、都市・地域交通戦略推進事業及び都市再生整備計画事業において、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込まれる一定の施設の整備を新たに実施する場合、PPP/PFI手法の導入検討を令和4年度予算より要件化。 【下水道】平成29年度予算から、社会資本整備総合交付金等において、人口20万人以上の地方公共団体における下水処理施設の改築にあたってのコンセッション導入検討の要件化(平成30年4月に一部内容改善)や下水汚泥有効利用施設の新設にあたってのPPP/PFI導入の原則化を着実に運用している。 【都市公園】社会資本整備総合交付金等の都市公園事業の事業要件に下記の規程を追加し、着実に運用している。「なお、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、(中略) 平成29年の都市公園法改正により設けられた公募設置管理制度を含むPPP/PFI手法の導入に係る検討を了することを要件とする。(後略)」
48			農林水産省	(農業集落排水事業) 令和2年度予算から、農山漁村地域整備交付金等を活用し、集落排水事業を実施する際に、PPP/PFIの導入を検 討することを要件化し、着実に運用している。 (卸売市場) 強い農業づくり総合支援交付金等を活用し、一定規模以上の卸売市場整備を実施する際に、PFIの導入を検討する ことを要件化し、着実に運用している。
49			文部科学省	・令和3年度から実施している一部要件化を着実に運用。

	アクションプランの記載内容(2. PPP/PFIの推進施策)	担当府省庁	回答 府省庁	令和5年1月末までの取組
50			経済産業省	令和5年度より、工業用水道事業費補助金での新規採択にあたり、一定規模以上の事業費の事業については PPP/PFIの導入を検討することを要件化するため、工業用水道事業に係る政策評価実施要領の改定作業を実施中。
51			警察庁	令和5年度警察施設関係予算概算要求において、PPP/PFI事業を導入可能な都道府県警察が整備する補助対象施設はなかったが、引き続き都道府県警察に対して、優先的検討について周知する。
52	ii)首長、地方議会等の機運醸成に向けた情報提供等			
53	① 首長、地方議会等のPPP/PFIに対する機運醸成を図るため、機構も協力して首長、地方議会等を対象としたセミナー等を実施する。特に、PFI事業の実績が少ない、又は、地域プラットフォームが設置されていない都道府県に対するトップセールスを、機構と連携して実施する。(平成29年度開始、令和4年度強化)<内閣府、国土交通省>また、公共施設等運営権方式に関する制度や活用事例とそこで生まれた民間ならではの創意工夫等について、地方公共団体や民間事業者、投資家向けの説明会を開催する。(令和2年度開始)<国土交通省、内閣府>	国土交通省、 内閣府	内閣府	・地域プラットフォーム未設置都道府県に関する調査開始。設置に向けた対応検討中。・令和2年度、事例集を作成し全国に配布し、講演等でも周知を図っている。
54			国土交通省	ブロックプラットフォームにおいて、全国9ブロックを6グループ(北海道・東北、関東・北陸、中部・近畿、中国、四国、九州・沖縄)に分けて「PPP/PFI推進首長会議」を令和4年10月に開催した。 ブロックブラットフォームにおいて、公共施設等運営権制度の活用案件を持つ団体から、当該案件に関する事業スキームや創意工夫等について情報提供を行う「コンセッション事業推進セミナー」を令和4年12月に開催した。
55	② 地方公共団体、住民、民間事業者、金融機関等の様々な関係者が、PPP/PFIを導入することで得られる効果をそれぞれの立場で分かりやすく感じることができる説明ツールを開発する。(令和4年度開始)<内閣府>	内閣府	内閣府	規程の策定・運用状況を各地方公共団体への調査を実施し把握した他、策定済みの規程について第9回事業推進部会での報告を実施。現在、各地方公共団体の規程策定状況、民間提案に係る一元化窓口連絡先、公共施設総合管理計画におけるPPP/PFIの記載について内閣府のホームページでの公表を検討中。
56	③ 多くの地方公共団体の対象となり得る事業分野を中心に、PPP/PFIの参考となる事例を取りまとめた「PPP/PFI事例集」を周知し、地方公共団体におけるPPP/PFIに対する理解の浸透と積極的な活用を図る。また、ホームページなどを活用し、より多くの事例の発信を行う。(令和3年度開始、令和4年度強化)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	地方公共団体等への情報提供を目的として、地方公共団体等における案件形成の参考となるPPP/PFI事業の事例集を作成・公表し、講演等で周知した。また、多様な効果に関する事例整理調査実施中。
57	④ PPP/PFI事業の中から先導的な優良事例等を選定し、国が表彰する制度を創設する。(令和4年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	制度構築中。方向性は6/29事業推進部会で提示、骨子案を12/27事業推進部会で提示。
58	⑤ 専門家によるアドバイス事例について、支援を受けた地方公共団体以外にも活用可能で有意義な情報は整理し、広く情報共有を図っていく。(平成30年度開始)<内閣府>	内閣府	内閣府	引き続き講演等での周知を図る。

	アクションプランの記載内容(2. PPP/PFIの推進施策)	担当府省庁	回答 府省庁	令和5年1月末までの取組
			/// 6//	
	⑥ ワンストップ窓口や助言機能等により、地方公共団体等の求めに応じ、効果的な助言等を実施する。(平成3	_		
59	0年度開始)(内閣府)	内閣府	内閣府	随時実施。
60	⑦ PPP/PFI事業に関する相談窓口を設置し、地方公共団体の案件形成の検討に対して助言等を行う。(平成 29年度開始)<国土交通省>	国土交通省	国土交通省	「国土交通省PPP/PFI相談・提案受付窓口」を設置し、国土交通省所管の社会資本等に係るPPP/PFI事業についての相談を受け付ける体制を整えている。
61	⑧ 発注時において、地域経済社会の活性化に資するような提案等に十分な評価が行われる旨、情報提供等を実施する。(令和2年度開始)<内閣府>	内閣府	内閣府	地方公共団体等への情報提供を目的として、地方公共団体等における案件形成の参考となるPPP/P FI事業の事例集を作成し、地域経済活性化に資する提案を評価した事例についての情報提供を行ってい
				ి
	iii)マニュアル等の整理・周知による地方公共団体の負担軽減			
63	(2. (2) i)②再揭)			
64	②「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」について、初めてPPP/PFI事業の検討を行う場合の参照のしやすさに配慮した見直しを行うとともに、手続きなどの簡易化や期間短縮等、負担軽減に資する改定の検討を行う。(令和4年度開始)<内閣府>	内閣府	内閣府	「地方公共団体におけるPFI事業導入の手引き」については、策定された平成17年以降の法令やガイドライン等との整合に加え、アクションブランの内容やPFI未実施団体職員の検討に資する記載を追加すべく改定作業を進めているところ。加えて、簡易化については、更なる手続きの簡易化等の負担軽減策について検討体制の構築(予算、仕様書等)、簡易化手法として、非保有手法の位置づけ、PSC概算のためのオープンDB構築、導入可能性検討時のCF化・現在価値化を省略した擬似VFM算定、特定事業選定時以前でのLCC算定の簡略化を検討課題として取り上げ、検討作業を進めている。
				人口20万人未満の地方公共団体に対しハンズオン支援を実施中。
				(R4年度における支援対象:専門家派遣によるハンズオン支援) ・ 恵庭市(北海道)
65	③ 地方公共団体職員がPPP/PFI事業を進める際に考慮が必要な、より実践的な課題解決のポイントをとりまとめ、周知を図る。(令和3年度開始)<国土交通省>	国土交通省	国土交通省	·一戸町(岩手県) ・愛西市(愛知県)
				-河内長野市(大阪府)
66	④ 期間満了PFI事業の検証で得られた知見及び令和3年4月に改定した「PFI事業における事後評価等マニュアル」を周知し、期間満了後の検証のみならず、期間満了前の次期事業の検討に活かすほか、今後の事業方式	内閣府	内閣府	既に終了、もしくは、間もなく終了となる事業について、事後評価実施状況について調査を実施。実態把握を行う。
	の選定や事業内容の改善への活用を促す。(令和3年度開始)<内閣府>			(年度末までにとりまとめ予定)
67	⑤ 地方公共団体等がより適切にPFI事業の実施にかかる各種契約書を作成できるように、各種契約書案をエリアや事業分野別に整理したPFI契約書情報および各種マニュアルを充実させ、周知する。(令和2年度開始、令	内閉府	内閣府	対応検討中。
37	和4年度強化)(内閣府)	r ileili	e Tleatha	NIPOLINE 1 0
68	Ⅳ)専門的な人材の派遣、育成、活用の支援等			

	アクションプランの記載内容(2. PPP/PFIの推進施策)	担当府省庁	回答 府省庁	令和5年1月末までの取組
69	① PPP/PFI事業の専門家、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する公共施設等運営事業の専門家及び地方公共団体等におけるPPP/PFIに係る業務経験が評価・認定された専門家の地方公共団体等への派遣によるPPP/PFI事業に関する情報提供、助言等の支援の実施について、案件形成に向けた対応の強化及び一層の広報等により、派遣件数を3倍とすることを目指す。(平成28年度開始、令和4年度強化)<内閣府>	内閣府	内閣府	制度活用を呼び掛ける周知資料を全国の地方公共団体宛に発出。
70	② 地方公共団体における自立的なPPP/PFI事業の形成を推進するため、PPP/PFI事業を継続して実施する意向のある人口20万人未満の地方公共団体に対して専門家を派遣し、公募書類の作成等事業化に必要な手続きを地方公共団体職員自らが行えるようハンズオン支援を行う。(令和元年度開始)(国土交通省)	国土交通省	国土交通省	人口20万人未満の地方公共団体に対しハンズオン支援を実施中。 (R4年度における支援対象:専門家派遣によるハンズオン支援) ・恵庭市(北海道) ・一戸町(岩手県) ・愛西市(愛知県) ・河内長野市(大阪府)
71	③ 国土交通大学校等の国の教育機関を活用し、実践的なカリキュラムを充実させるなどにより、PPP/PFI事業に関する知識を有する職員等を育成する。(平成28年度開始)<国土交通省、内閣府>	国土交通省、 内閣府	国土交通省	【国土交通省】 令和4年7月20日から29日の期間で、国土交通大学校にて、「専門課程 PPP/PFI研修」を開催した。
72	∨)民間企業・金融人材の確保	1	1	
73	① 機構は、地域におけるPFI事業で地域の民間事業者が主導的な役割を担うことができるよう、地域再生法に基づき付与されているコンサルティング機能も活用しつつ、PFIに係る知識や具体的案件への取組方法等の情報提供を行う。(平成28年度 開始)<内閣府>	内閣府	内閣府	全国の各自治体の事業所管部署と案件形成に向けた意見交換を実施中。その中でも特に、秋田県、埼玉県内自治体(埼玉県、さいたま市、入間市、熊谷市、越谷市)、東京都世田谷区、神奈川県川崎市、福島県、奈良県、長野県、兵庫県(姫路市、太子町)とは積極的に意見交換を行っている。
74	② 機構は、地域金融機関等職員に対しPFIに係る金融実務の習得を目的としたオンライン開催を含めた研修を実施するなど、地域金融機関等に対しリスク分析手法や契約実務等に係るプロジェクト・ファイナンスのノウハウの移転を進め、地域人材の育成を図る。令和8年度までに機構がノウハウ移転を行った地方銀行等が全ての都道府県において所在する状況を実現すること目指す。(令和4年度開始)〈内閣府〉	内閣府	内閣府	株式会社民間資金等活用事業推進機構において以下の取組を実施した。 ・株主である地銀等に対するオンライン研修については令和4年1月から開催しており、これまで計7回実施している。 (開催実績) 〇第1回「地域金融機関の視点から見たPPP・PFI」(R4.1開催) 〇第2回「空港コンセッション」(R4.4開催) 〇第3回「箱物PFI事業のファイナンス」(R4.5開催) 〇第4回「コンセッション事業の事業収支計画とファイナンス」(R4.6開催) 〇第5回「箱モノPFI案件における民間事業者の会計・税務」(R4.7開催) 〇第6回「コンセッション案件における民間事業者の会計・税務」(R4.10開催) 〇第7回「契約実務のポイント①(事業契約・プロジェクト関連契約編)」(R4.12開催) ・令和5年1月30日に全国地方銀行協会が加盟銀行向けに開催した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に関する説明会において、PFI推進における地方銀行と当機構との協働等に係る広報活動を実施した。
75	vi)地方公共団体のPPP/PFI導入検討の財政支援等	1		
76	① 地方公共団体がPPP/PFI導入検討に際し実施する導入可能性調査等の調査費用を支援する。特に、新たな活用モデルの形成への支援や、人口20万人未満の地方公共団体への支援を積極的に行う。(令和3年度 開始、令和4年度強化) <内閣府、関係省庁>	内閣府	内閣府	随時実施。

	アクションプランの記載内容(2. PPP/PFIの推進施策)	担当府省庁	回答 府省庁	令和5年1月末までの取組
77	② 地域再生に資するプロジェクトとしてPPP/PFIの活用を図る地方公共団体の取組について、地方創生推進	内閣府	内閣府 (地方創生推	・デジタル田園都市国家構想交付金等の地域再生法に基づく制度について、PPP/PFI地域プラットフォーム、各種 講演等を活用して周知を図っている。
,,	交付金等の地域再生法に基づく支援措置により積極的に支援する。(令和元年度開始)<内閣府>	L JIBINA	進事務局)	・デジタル田園都市国家構想交付金について、令和4年度第2次補正予算において800億円、令和5年度当初予算において1,000億円を確保した。
78	③ 小規模な地方公共団体を中心に、PPP/PFIを発注する際に必要となるアドバイザリー費用等の初期の財政負担が課題となっていることから、アドバイザリー費用について、各分野の交付金等(水道、下水道、農業集落排水、公営住宅、浄化槽、水力発電施設、一般廃棄物処理施設、都市公園、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設、警察施設、公営水力等)により適切に支援するとともに、交付金等による支援分野の拡大等を含めて、地方公共団体の取組が加速するようなインセンティブについて検討を行う。(令和2年度 開始) <内閣府、関係省庁>	内閣府、関係 省庁	経済産業省	アドバイザー費用を含む導入検討費用の一部補助について、工業用水道事業費補助金の令和5年度政府予算案 に盛り込んだ。
79			警察庁	令和4年度においては、都道府県警察が実施するアドバイザリー業務がなかったため、補助金を交付する案件はなかったが、翌年度以降もアドバイザリー費用の初期費用を一部補助する制度の運用を継続する。
80			農林水産省	(農業集落排水事業) 集落排水施設においては、アドバイザリー費用等に対して農山漁村地域整備交付金等により支援措置を講じている。
81			文部科学省	・公共施設等運営事業を含めたPFI等の官民連携の案件形成を進めるため、アドバイザリー費用を含む支援策について令和5年度政府予算案に盛り込んだ。
82	vii) 民間提案の積極的活用			
83	① 民間事業者からの提案等を促進するため、地方公共団体における受付体制や情報発信の強化を図る。具体的には、地方公共団体におけるPPP/PFIに対応する統一的な窓口の設置状況やサウンディングの公募及び民間提案の事業リストの公開状況を一覧化して情報発信を行うとともに、民間提案が積極的に実施され、民間の創意工夫により効率的、効果的な公共サービスの実現につながった事例等の紹介を行う。(令和4年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	各地方公共団体における、民間提案に係る統一的な窓口設置状況や事業リスト公開状況について、内閣府のホームページにて一覧化し公表を行うことを検討中。
84	② PPP/PFI事業の促進にとって有益な民間事業者からの活発な提案を促すため、民間提案に対するインセンティブの付与等に先導的に取り組む地方公共団体を技術的に支援する事業の実施等により公共施設等の管理者等による「PPP/PFI事業民間提案推進マニュアル」の活用促進を図るとともに、民間提案制度の実効性をより高めるための検討を行う。(平成29年度開始、令和4年度強化)<内閣府>	内閣府	内閣府	令和3年10月に「公共調達における民間提案を実施した企業に対する加点措置に関する実施要領」を決定し、周知を図った。現在、当該措置の活用促進に向け、各地方公共団体や民間事業者へのヒアリング調査を実施中。
85	③ 官民対話・民間提案が一層積極的に活用されるよう、支援事業や実施事例を通じての知見の収集につとめ 既存の指針やガイドラインと併せて活用促進を図る。(平成30年度開始)<内閣府>	内閣府	内閣府	当室ホームページにおける掲載や各種講演機会を通じた情報発信を実施中。

	アクションプランの記載内容(2. PPP/PFIの推進施策)	担当府省庁	回答 府省庁	令和5年1月末までの取組
86	④ 民間提案を促進するため、「PPP事業における官民対話・事業者選定プロセスに関する運用ガイド」の周知を図る。(平成29年度開始)<国土交通省、内閣府、総務省>	国土交通省。 内閣府、総 者	系 総務省	全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議において、地方公共団体に対して周知を図っっている。
87			国土交通省	国土交通省のHPで公表するほか、ブロックプラットフォームや各種講演を活用して周知を図っている。
88	viii)地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進		1	
89	① 複数の地方公共団体・地域内外の民間事業者等で構成される広域的な地域プラットフォームの形成・運営を支援し、国の出先機関や機構などが積極的に参画することなどにより、令和8年度までに全都道府県への展開を図る。(平成29年度開始、令和4年度強化)<内閣府>	内閣府	内閣府	・地域プラットフォーム未設置都道府県に関する調査開始。設置に向けた対応検討中。(再掲)
90	② 特に人口20万人未満の地方公共団体の地域プラットフォームへの参画を促進する。具体的には、地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数について、令和3年度~令和5年度の目標を200団体とする。また、地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する人口20万人未満の地方公共団体数について、令和3年度~令和5年度の目標を550団体とする。(令和3年度開始)(内閣府、国土交通省)	内閣府、国3 交通省	内閣府	各種支援事業実施中。(地プラ形成支援、協定PF支援)
91	③ これまでの取組を通して地域プラットフォームが蓄積した効果的な運営ノウハウ等を踏まえ、運用マニュアルを改訂し内容の充実を図るとともに、運用マニュアルを活用したプラットフォーム形成及び効果的な運営を働きかける。(令和4年度開始) <内閣府、国土交通省>	内閣府、国 ¹ 交通省	- 内閣府	改定版最終案作成•関係者照会
92	④ 地域の課題・事情に精通している地域の民間事業者や地域金融機関が参画する協定プラットフォーム等に対して、PPP/PFI案件形成に向けた取組を支援する。(令和元年度開始) <内閣府、国土交通省>	内閣府、国 与 交通省	- 内閣府	協定PF支援事業実施中。
93	⑤ 地域プラットフォームの実践ノウハウを有する専門家や経験豊かな地方公共団体職員を既存のプラットフォームに派遣し、情報提供、助言等の支援を実施する。(平成28年度開始)<内閣府、国土交通省>	内閣府、国立交通省	内閣府	専門家派遣制度運用中。
94	⑥ ブロックプラットフォーム等を積極的に活用し、地方公共団体・民間事業者におけるPPP/PFI事業推進に関する国への施策ニーズの把握に努めるとともに官民対話の促進など、地方公共団体の事業化検討の支援等を行う。(平成28年度開始)<内閣府、国土交通省>	内閣府、国立交通省	国土交通省	ブロックプラットフォームにおいて官民対話(サウンディング)や、研修、各種セミナー等を実施している。
	(3)取組基盤の推進 i)情報の充実・情報活用機会の充実			

アクションプランの記載内容(2. PPP/PFIの推進施策)	担当府省庁	回答 府省庁	令和5年1月末までの取組
7 ① 関係省庁や機構などの協力を得ながら、PFIに関する情報の一元化に取り組む。併せて、WEBサイトの充実 や動画の活用等、参照しやすい形での発信を実施する。(令和4年度開始)<内閣府>	内閣府	内閣府	WEBサイト充実に向けた国内PFI事業データベースの精査中
② PPP/PFIによる多様な効果について、事例を収集、見える化し、広く発信する。また、各主体の取組意欲の 3 向上やPPP/PFI導入時に期待する効果の見える化及び適切な事業評価の実施に資する分析手法の検討を 行う。(令和4年度開始)<内閣府>	内閣府	内閣府	多様な効果に関する事例整理調査開始。(再掲)
③ 機構は、保有するノウハウを効果的に情報発信するため、WEBサイトの充実等に取り組む。特にWEBサイトについては、掲載情報の質・量ともに改善を図り、参照しやすい形での情報発信を実施する。(令和4年度開始) <内閣府>	内閣府	内閣府	機構ホームページ掲載情報の質・量の改善を図るため、今まで以上に自治体、地銀、事業者の方々にとってより参照しやすいものとなるよう、機構ホームページのリニューアル作業を現在進めているところ。具体的には、投融資以外の上流段階での取組をはじめホームページ掲載情報の追加やレイアウト・デザインの変更、スマートフォン版のHPの作成など、令和5年度初めに新ホームページをアップできるように現在作業中。なお、上記更新内容はホームページのリニューアルに向けての第一弾であり、今後随時改善を図っていく予定。
ii)制度改善	<u>'</u>	l I	
① 民間の創意工夫を促進する観点から、民間事業者等からの制度改善や推進施策に係る意見募集を行い、民間資金等活用事業推進委員会において対応を検討する。(令和4年度開始) < 内閣府、関係省庁>	内閣府、関係省庁	内閣府、内閣 官房	昨年夏に関係団体(11団体)(に要望募集依頼し、その傾向や内容を精査しているところ。要望・意見が多かった項については、計画部会で報告するとともに、必要に応じてガイドライン改正等の対応を図っていく。
	内閣府、内閣官房	内閣府、内閣官房	昨年夏に関係団体(11団体)(に要望募集依頼し、その傾向や内容を精査しているところ。要望・意見が多かった項については、計画部会で報告するとともに、必要に応じてガイドライン改正等の対応を図っていく。
③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、PPP/PFI事業にも大きな影響が及んでいるため、それらの 3 影響調査を踏まえて改正したガイドラインや各地方公共団体の対応事例等を取りまとめたところ、引き続き事例 収集や周知を実施する。(令和3年度開始、令和4年度強化)<内閣府>	内閣府	内閣府	国、自治体へのアンケートを通じて新型コロナウイルス感染症への対応について情報収集を昨年度に引き続き実しているとともに、対応事例についてはHPで公表している。今年度も自治体へのヒアリングを実施する等して、事例について周知を図っていく。
④ 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、プロフィット・ロスシェアリング条項の導入、運営権対価の支払方は、おの見直し等、公共施設等運営事業等に係る官民のリスク分担の新たな手法の導入を検討する。(令和4年度開始) <内閣府、関係省庁>	内閣府、関係 省庁	内閣府	No67の項目と並行して、新型tコロナウイルス感染症への対応状況の把握に努める。それらを踏まえ、ガイドラインの改正の必要性も含め引き続き検討する。
⑤ PFI法について、公共施設等運営権者がより効率的な運営ができるよう、実施方針の公共施設等の規模等に関する事項について公共施設等運営権設定後の変更ができるようにする等のため、早期に改正法案の提出を図るとともに、公共施設等運営事業を行う民間事業者による増改築、更新等の行為に係るPFI法の適用関係を明確に整理して公表する。(令和2年度開始、令和4年度強化)<内閣府>		内閣府	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るため、公共施設等運営事業に関する実施方針の変更手続の創設等の措置を講じた「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律」が第210回臨時国会にて可決・成立したところであり、今後、手続の対象となる範囲等についてガイドランの改正により明確にすることを予定している。

	アクションプランの記載内容(2. PPP/PFIの推進施策) 担当所	守省庁	回答 府省庁	令和5年1月末までの取組
	⑥ SPC(特別目的会社)株式の流動化は、民間事業者による早期の資金回収を可能とすることから、新規インフラ事業の取組促進に繋がることや、地域企業も含めた多様な民間事業者の参画が容易となることで、公的負担の軽減や地域活性化等にもつながるものと考えられるため、PFI事業の更なる促進に資する。また、インフラ資産が生み出す安定した利益を年金基金や地域住民等へ幅広く還元する仕組みは有効であると考えられる。このため、株式等流動化の意義等や、株式譲渡及び債権流動化の進め方等を盛り込んだガイドラインの周知を図り、株式等流動化の促進に向けた環境の整備を行う。(令和2年度開始) < 内閣府、関係省庁 >	守、関係	内閣府	SPC株式流動化の促進に向けた環境整備のため、PFI事業におけるSPCの株式等の流動化の意義や進め方、留意点等を記載したガイドラインの改正について当室ホームページについて周知を図っている。
107	⑦ 今後、施設の統合・広域化の進展に伴って、公共施設等を共有し、共有物に対して公共施設等運営権を設定するケースは十分あり得るが、公共施設等の共有者の一方が共有関係を離脱するリスクが懸念される。その場合の円滑な事業運営確保等のために、民法で規定する共有物分割請求権の行使を制限する期間の上限に特例を設けるなどの必要な措置について検討を行う。(令和2年度開始) < 内閣府 >	नं	内閣府	特例の必要性も含めて、対応の方法を検討。
	⑧ 事業期間においても民間事業者が所有権を保持することにより、機動的な施設改修など民間の創意工夫が 発揮しやすいなどのメリットがあるBOT方式(Build-Operate-Transfer)を促進するため、現行の税制の特例措置 の拡充等の方策を検討する。(令和2年度開始) <内閣府>	न	内閣府	過去の内閣府及び総務省の各通知について、対象施設の追記を含め総務省と検討を進めている。
	(4)株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用	11		
	(2. (1) i)①再掲) (2. (1) i)⑩再掲)			
112	③ 機構は、地方公共団体等の能力・取組意欲の向上や案件形成に向け、首長等の意思決定層への働きかけや地域プラットフォームの全国的な展開、地域プラットフォームにおけるノウハウ提供など、先進地方公共団体と連携して積極的に関与する(令和4年度開始) < 内閣府>	,	内即应	株式会社民間資金等活用事業推進機構において以下の取組を実施した。 - PPP/PFI推進首長会議(令和4年10月全国6ブロックで開催(国交省))に機構も参加するとともに、出席された自治体の担当者に会議後に連絡し、個別に5自治体(福岡県京都郡苅田町、沖縄県中頭郡西原町、愛知県豊明市、愛知県稲沢市、熊本県天草市)と意見交換等実施中。 - 地域プラットフォームについては随時講師派遣に対応するほか、川崎市(H31.4~)、群馬県(R4.10~)ではメンバーとして参画中。
	(2. (2) v)①再掲)			
	(2. (2) v)②再掲) (2. (3) i)③再掲)			
116	(2. (3) 1 (3) 円均 (3. (4) 円均 (3.	ों	内阁内	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るため、株式会社民間資金等活用事業推進機構(PFI推進機構)の業務の追加及び保有株式等の処分期限の延長等の措置を講じた「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律」が第210回臨時国会にて可決・成立したところである。
117	⑧ リスクマネーの「呼び水」としての機構の出融資を最大限活用し、案件形成プロセスの早期の段階から牽引役としての役割を果たし、重点分野に掲げる公共施設等運営事業の着実な実現を図るとともに、PPP/PFI手法導入優先的検討規程や公共施設等総合管理計画の本格的な運用を開始する地方公共団体を中心に収益型事業を推進する。(平成28年度開始)〈内閣府〉	,	内閣府	株式会社民間資金等活用事業推進機構において以下の取組を実施した。 ・新秩父宮ラグビー場(仮称)整備・運営等事業、国立劇場再整備等事業をはじめ数多くの案件について関係者と意見交換を行うなど、収益型事業の案件形成に向けたサポートを実施中であり、年度内に数件の支援決定を目指す。 ・スポーツ施設、アリーナについては、スポーツ庁のトップセールスが実施された自治体に対して個別に訪問し、PFI活用に係る助言等を行っている(豊橋市、秋田県)。
	⑨ 公共施設等運営事業を推進する地域金融機関、民間機関投資家等の関係者との協議を継続するとともに、 案件の形成支援と資金の供給を通じて、全国各地において多様な分野で多数の収益型事業に対して安定的に 民間資金が供給されるような環境の整備に寄与することにより、民間インフラファンドの組成を推進する。(平成2 8年度開始) < 内閣府>	र्ने	内閉存	株式会社民間資金等活用事業推進機構において以下の取組を実施した。 ・三菱商事株式会社の100%連結子会社である丸の内インフラストラクチャー株式会社が組成した丸の内インフラストラクチャー投資事業有限責任組合について支援決定(平成29年10月)。令和元年度より順次出資開始。 ・我が国のPFI案件が少ないことが基本的な課題と認識しており、PFI案件形成のために引き続き努力していく。
119	⑩ 上下水道の公共施設等運営事業の導入に当たっては、これらの事業が抱える中長期的な経営上の課題について首長の認識や住民の理解を得ることが前提となる。このため、機構のコンサルティング機能をフルに活用し、上下水道の事業計画・収支計画・資金計画等の検討をサポートし、公共施設等運営事業の導入に向けた検討を促進する。(平成28年度開始)<内閣府>	नं	内閣府	株式会社民間資金等活用事業推進機構において以下の取組を実施した。 ・国土交通省による「下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会」に引き続き参加し、意見を交換。 ・厚生労働省・経済産業省による「水道分野における官民連携推進協議会」に引き続き参加し、意見を交換。 ・引き続き、国土交通省下水道部、下水道事業団等関係者と連携しつつ、上下水道のPFI活用促進に向けて、宮城県に対するサポートの経験等を踏まえた積極的な助言等を実施予定。